

有田川町地震防災対策 アクションプログラム

平成21年12月策定

平成31年3月改訂

有 田 川 町

有田川町防災標語

～ 災害に 負けない備え 日ごろから ～

目次

1	アクションプログラム策定の背景	1
	(1)大規模地震発生への恐れ	1
	(2)アクションプログラムの必要性	1
2	アクションプログラムの基本的な考え方	2
	(1)基本理念	2
	(2)減災目標	2
	(3)予防・応急対策・復興の3つの目標	2
	(4)施策の柱	2
	(5)推進体制と進行管理	3
	(6)事業区分と実施期間	3
3	有田川町地震防災対策アクションプログラム 体系図	4
4	有田川町地震防災対策アクションプログラム 一覧表	5
	(1)耐震化と災害に強いまちづくりの推進	5
	(2)防災意識の普及推進	6
	(3)地域の防災体制づくりの推進	6
	(4)行政の防災体制の強化推進	7
	(5)災害応急対策の整備推進	8
	(6)被災後の生活支援体制の充実	9
	(7)迅速確実な町民生活復興の推進	9
5	アクションプログラムの具体目標について	10

1 アクションプログラム策定の背景

(1) 大規模地震発生への恐れ

国の地震調査委員会によると、南海トラフで発生する大地震の今後30年以内の発生確率は70%から最大80%（平成30年1月1日時点）と公表されており、今世紀前半の発生が懸念されています。

また、「和歌山県地震被害想定」（平成26年10月）によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合のマグニチュードは9.1、有田川町では震度6弱～6強と想定され、本町の被害は最大で死者38人、負傷者545人、住宅の全半壊が約4000棟と想定されています。

(2) アクションプログラムの必要性

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、多くの教訓を私たちに残しました。「自分の命は自分で守る」ということや「隣近所、地域社会の人と人とのつながりの大切さ」など、日頃はなかなか意識しないことが、実は最も重要な防災対策であるということです。代表的なものは、次のとおりです。

- ・亡くなられた方の約8割が建物の倒壊や家具の転倒が原因だった。
- ・建物の倒壊や家具の転倒等から救出された方の約8割が家族や近隣住民に助けられた。
- ・避難所ではボランティアや自治会組織が運営にたずさわった。

これらの教訓からいえることは、大規模地震による被害は同時多発的に生じるため、行政だけの対応では町民を守ることに限界があり、「自助・共助・公助」の役割分担と協働による取り組みが重要であるということです。

- ・自助…町民一人ひとりが自分自身を災害から守ること
- ・共助…町民一人ひとりが隣人等と協力してお互いを災害から守ること
- ・公助…国・県・町など行政が住民を災害から守ること

大規模地震への備えを充実させ被害をできる限り軽減するためには、町民、区会、自主防災組織、消防団、企業、行政等が自助・共助・公助に主体的に取り組むとともに、相互に連携しあう防災協働社会の構築が必要です。

有田川町では、平成21年2月に「有田川町地域防災計画」を策定し、これを基本として防災対策に関する各種施策を講じております。しかし、大規模地震の発生が危惧される中、被害を最小限に食い止めるためには、町が実施する地震防災対策を体系化した「有田川町地震防災対策アクションプログラム」を策定することにより地域防災計画の実効性をさらに高め、計画的かつ効率的、効果的に実施する必要があります。

また、策定した「有田川町地震防災対策アクションプログラム」の内容や施策などを踏まえて、「有田川町地域防災計画」の見直し・改訂を定期的に行うことにより、より一層の安全・安心のまちづくりを目指します。

2 アクションプログラムの基本的な考え方

アクションプログラムは、東南海・南海地震など大規模災害に事前に備え、災害発生時に迅速適切な対策を実施し、被害を最小限にすることを目標として、今後町として取り組むべき施策を体系化した行動計画です。

(1) 基本理念

東南海・南海地震などの大地震に備え、「自助・共助・公助」が相互に連携して活動する防災協働社会を構築することで、安全で安心な有田川町の実現を目指す。

(2) 減災目標

東海・東南海・南海地震などの大規模災害による死者及び重傷者を今後 10 年間で半減する。

国の地震防災戦略の考え方〔今後10年間で東南海・南海地震の死者数を半減〕及び県の地震防災対策アクションプログラムに準じ、今後10年間で有田川町が目指すべき減災目標を上記のとおりとします。

(3) 予防・応急対策・復興の3つの目標

有田川町地震防災対策アクションプログラムでは、3つの大きな目標を掲げています。

① 大地震に着実に備える

備えとしての予防対策を着実に実施する。

② 災害発生時に迅速適切な対策を実施する

発災時に的確な応急対応を実施するため今から体制を整えておく。

③ 復興を進め安全で安定した生活を構築する

復興をスムーズに進めるため今からできるものを準備しておく。

(4) 施策の柱

上記の目標を達成するため次の7項目の施策の柱を掲げます。

- ① 耐震化と災害に強いまちづくりの推進
- ② 防災意識の普及推進
- ③ 地域の防災体制づくりの推進
- ④ 行政の防災体制の強化推進
- ⑤ 災害応急対策の整備推進
- ⑥ 被災後の生活支援体制の充実
- ⑦ 迅速確実な町民生活復興の推進

(5) 推進体制と進行管理

アクションプログラムは全庁的な取り組みであるため、各アクションを実施する担当課を明らかにし、それぞれの取り組みを計画的かつ効率的に推進します。

今後は、アクションプログラムの定期的な進行管理を行い、完了したアクションとそうでないアクションを整理し、未完了アクションについては確実な実施を促進します。

また、アクションプログラム策定の基礎となった地域防災計画の大幅な改定などにより計画期間中にアクションプログラムの見直しの必要が生じた場合は随時見直しを行います。

(6) 事業区分と実施期間

アクションプログラムの実行にあたって、事業は以下のように「継続」「新規」に分けて実施します。

継続……現在実施している施策で、継続的に実施するもの

新規……新たに実施する施策

また、実施期間を以下のとおりに区分して推進します。

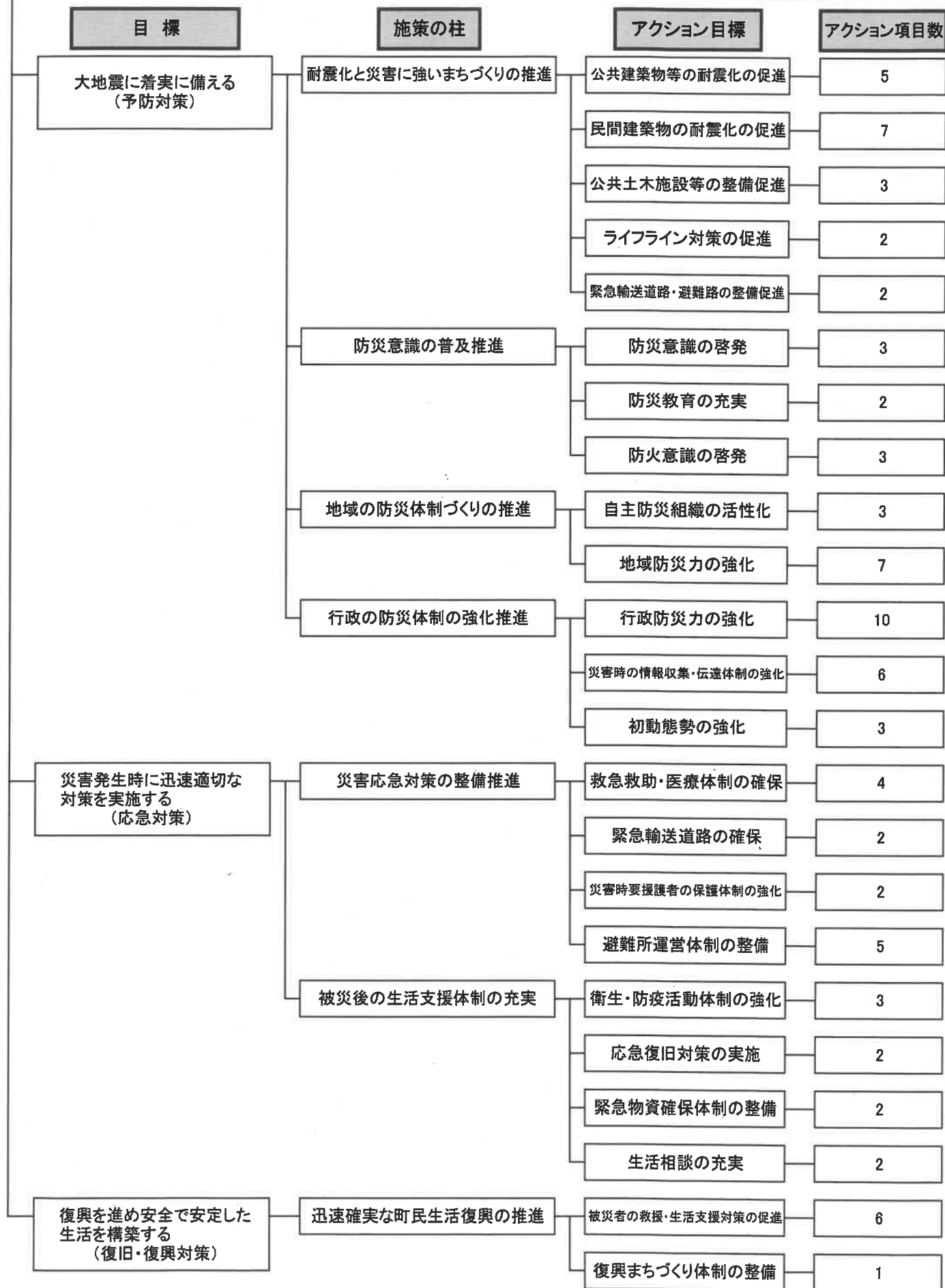
- ① 短期：おおむね3年程度で完了または集中実施
- ② 中期：おおむね5年程度で完了
- ③ 長期：10年以上継続的に実施

早期に実践すべきアクション項目については、平成22年度から迅速に着手します。また、アクションプログラムの策定を待たずにすぐにでも着手すべきものは平成21年度から着手しています。

3 有田川町地震防災対策アクションプログラム 体系図

【基本理念】南海トラフで発生する大地震などに備え、「自助・共助・公助」が相互に連携して活動する防災協働社会を構築することで、安全で安心な有田川町の実現を目指す

【減災目標】南海トラフで発生する大地震などの大規模災害による死者及び重傷者を今後10年間で半減する



4 有田川町地震防災対策アクションプログラム アクション一覧表

1.耐震化と災害に強いまちづくりの推進

住宅、公共建築物、道路その他の公共土木施設の耐震対策など予防的な被害軽減対策を計画的かつ速やかに実施し、災害に強いまちづくりを進めます。

アクション目標	アクション項目	アクションの内容	実施主体	実施期間	区分	担当課
公共建築物等の耐震化の促進	学校施設の耐震化の整備	町内学校施設の耐震化を行う	町	中期	継続	こども教育課
	水道施設の耐震化	導水管・送水管・主要配水管・配水池の耐震化を進める	町	長期	継続	水道課
	町有建築物の耐震化の実施	町有建築物の耐震診断を実施し、耐震性の不足する建築物については耐震改修を実施する	町	長期	継続	全課
	町内公共施設の家具転倒防止対策の実施	町有施設内の家具等の転倒防止を促進する	町	短期	継続	全課
	緊急地震速報の設置	町有施設47箇所に緊急地震速報装置を設置する	町	短期	新規	総務課
民間建築物の耐震化の促進	耐震診断の促進	昭和56年5月31日以前に着工された個人木造住宅の耐震診断を促進する	町・県	中期	継続	建設課
	住宅耐震化の促進	昭和56年5月31日以前に着工された個人木造住宅のうち耐震性の不足するものに対して耐震改修を促進する	町・県	中期	継続	建設課
	相談窓口の設置及び情報提供	耐震診断・耐震改修の町民の問い合わせに対応する	町・県	短期	継続	建設課
	ブロック塀、自動販売機等の転倒防止の促進	避難路の安全性確保のため、ブロック塀・自動販売機等の転倒防止対策を促進に関する啓発を行う	町・町民	短期	新規	建設課・関係課
	ガラス・屋外広告の落下、飛散防止対策の促進	避難路の安全性確保のため、ガラス・屋外広告の落下、飛散防止対策を促進に関する啓発を行う	町・町民	短期	新規	建設課・関係課
	危険物施設の耐震化	危険物施設事業所の立入検査を実施し、耐震化を指導する	町	短期	継続	消防本部
	家具、ロッカー等転倒防止対策の推進	家具、ロッカー等転倒防止対策を促進する	町・町民	短期	継続	総務課
公共土木施設等の整備促進	ため池整備の促進	老朽ため池の改修を実施する	町・県	長期	継続	建設課
	傾斜地等崩壊危険区域の安全対策の実施	急傾斜地等崩壊危険区域における土砂災害防止対策を実施する	町・県	長期	継続	建設課
	災害に強い河川整備の推進	護岸改修等河川整備を実施する	町・県	長期	継続	建設課
ライフライン対策の促進	緊急連絡管の整備	上水道と主要な簡易水道を緊急連絡管で結ぶ	町	長期	新規	水道課
	配水池緊急遮断弁の整備	配水池に緊急遮断弁を整備する。	町	長期	継続	水道課
緊急輸送道路・避難路の整備促進	災害に強い道路網の整備	町内道路の整備を実施する	町・県	長期	継続	建設課
	橋梁耐震化の推進	町内道路の橋梁の耐震化を行う	町・県	長期	継続	建設課

2.防災意識の普及推進

広報紙やホームページの充実、防災教育や防災訓練の実施などを通じ、町民一人ひとりの防災意識の普及と推進に努めます。

アクション目標	アクション項目	アクションの内容	実施主体	実施期間	区分	担当課
防災意識の啓発	各地域のイベント等に参加し、防災意識の啓発をする	防災関連情報の展示を通じた啓発活動を実施する	町	短期	継続	消防本部 総務課
	避難場所表示マグネットクリップの各戸配布	避難場所を明示したマグネットクリップを各家庭に配布	町	短期	新規	総務課
	家庭でできる防災活動の啓発及び促進と防災情報の提供	広報紙やホームページを活用し、備蓄品や連絡体制など家庭での防災活動を啓発する	町・町民	短期	継続	総務課
防災教育の充実	家庭・地域と連携をとり、学校における防災教育の推進	地域との連携をいかした防災教育を推進する	町・町民	長期	継続	こども教育課
	町内13校毎における、防災訓練実施	学校での防災訓練を各学校で実施する	町・町民	長期	継続	こども教育課
防火意識の啓発	町民に対する防火、訓練指導	各地区での防災講習研修への講師派遣を積極的に行う	町	中期	継続	消防本部 総務課
	住宅用火災警報器の設置促進	「住宅用火災警報器普及隊」を結成し、一般住宅への警報機設置を促進する	町	短期	継続	消防本部
	各事業所への出火防止対策を促進する	事業所(危険物施設も含む)への立入検査を定期的に行う	町	中期	継続	消防本部

3.地域の防災体制づくりの推進

地域防災への町民の主体的な参加、自主防災組織の充実、ボランティア等の活動環境の整備を図るため、地域が一体となった自助・共助による防災体制づくりを進めます。

アクション目標	アクション項目	アクションの内容	実施主体	実施期間	区分	担当課
自主防災組織の活性化	自主防災組織の設立及び活動充実の促進	各地区における自主防災組織の設立を促し、活動内容の充実を図る	町・町民	短期	継続	総務課
	自主防災組織における避難手段の検討	避難場所表示マグネットクリップを活用した避難手段の検討を促進する	町・町民	短期	継続	総務課
	自主防災組織の訓練の実施	自主防災組織ごとの訓練の実施を促進し災害時に備える	町・町民	短期	継続	総務課
地域防災力の強化	自治会・自主防災組織・学校・消防本部など町内関係機関との連携強化	災害時に備えた関係機関の連携を図る	町・町民	短期	継続	総務課
	地域における防災資機材等の整備の促進	自主防災組織設立時の防災資機材支給と更新を促進する	町	短期	継続	総務課
	消防団の装備充実	消防団の資機材の随時更新を図る	町	短期	継続	消防本部
	町民に対する応急手当等の指導	普通救命講習、応急手当講習会を実施する	町	中期	継続	消防署
	防災リーダーの育成	自主防災役員・消防団員の研修指導を積極的に行う	町	中期	継続	消防本部 総務課
	職員出前講座による地震防災教育の充実	自主防災組織の研修等を積極的に行う	町	短期	新規	総務課
	消防団災害対応マニュアルの作成	災害発生時の消防団の活動方法についてマニュアルを作成する	町	短期	継続	消防本部

4.行政の防災体制の強化推進

災害時に迅速な対応が可能となるよう行政機能の確立を図るため、職員の防災研修・各種訓練の実施、初動態勢の強化などにより行政防災力を向上させるとともに、災害時の情報収集・伝達体制の整備に取り組みます。

アクション目標	アクション項目	アクションの内容	実施主体	実施期間	区分	担当課
行政防災力の強化	浸水想定図のデータ化	浸水想定図のデータ化を実施する。	町・県	短期	継続	総務課
	土砂災害危険場所のデータ化	土砂災害危険場所のデータ化する。	町・県	短期	継続	総務課 建設課
	緊急災害復旧工事に対する施工業者の確保	道路・上下水道等緊急復旧体制を整備する	町・県	短期	継続	建設課 水道課 下水道課
	応急資機材の整備	地震を想定した応急資器材を町、消防本部、消防団の拠点場所に整備する	町	長期	継続	総務課 消防本部
	孤立集落の解消	孤立の恐れがある地域について計画的にヘリポートを整備する	町	長期	継続	総務課 消防本部
	防災センターの設置	備蓄倉庫、専用ヘリポート、高機能指令センターを備えた防災の拠点となる防災センターを設置する。※消防本部併設	町	短期	新規	消防本部
	救急救命士の育成	救急救命士の育成	町	長期	継続	消防本部
	他自治体の水道事業との協力体制の確立	部品等の相互融通など協力体制を確立する	町	短期	新規	水道課
	水道事業経験職員による応援態勢の確立	現職職員の中で水道事業経験者による応援態勢を確立する	町	短期	継続	水道課
	災害応援協定締結の推進	関係機関との協定締結を積極的に推進する	町	短期	継続	総務課
	町外災害現場への職員派遣	他市町村の災害現場での実地体験等による研修を行う	町	短期	新規	総務課
災害時の情報収集・伝達体制の強化	防災行政無線(同報系)のデジタル化	町内防災行政無線(同報系)の統一とデジタル化を推進する	町	長期	新規	総務課
	消防救急無線のデジタル化	消防救急無線のデジタル化を推進する	町	長期	新規	消防本部
	防災行政無線(移動系)の統一化	町内防災行政無線(移動系)を統一する	町	長期	新規	総務課
	通信手段の確立による孤立化集落の解消	孤立化の予想される地区の避難施設への可搬型無線の設置	町	短期	新規	総務課
	救援物資の記録・整理する方法のマニュアル化	救援物資の状況を記録・整理する方法をマニュアル化する	町	短期	継続	総務課
	情報弱者に対する情報提供方法の検討	災害時の情報弱者に対する情報提供について検討を行う	町	短期	継続	総務課
初動態勢の強化	職員初動マニュアルの作成	職員の初動マニュアルを作成する	町	短期	新規	総務課
	避難勧告・指示マニュアルの整備	避難勧告・指示マニュアル作成の検討を行う	町	短期	新規	総務課
	職員防災研修の実施	地震を想定した、非常召集訓練等多種にわたる訓練の実施	町	短期	継続	消防本部 総務課

5.災害応急対策の整備推進

救急・医療体制の整備、緊急輸送道路の確保、災害時要援護者の避難支援体制の確立、避難所運営体制の整備などに取り組み、災害時の迅速かつ効果的な応急体制の充実に努めます。

アクション目標	アクション項目	アクションの内容	実施主体	実施期間	区分	担当課
救急救助・医療体制の確保	在宅被災者の健康管理方法の検討	在宅被災者について巡回訪問・相談所の開設などの健康管理方法を検討する	町	短期	新規	健康推進課
	医療活動マニュアルの作成	有田医師会、災害拠点病院及び関係機関と連携した活動マニュアルの作成	町	短期	新規	健康推進課
	行政と医療関係機関との連絡体制の整備	災害時における関係機関との通信手段を確立する	町・県	短期	新規	健康推進課
	医療品等の調達手段の確保	医療品等について調達手段を検討する	町・県	短期	新規	健康推進課
緊急輸送道路の確保	緊急輸送道路の検討	救援物資等の緊急輸送道路についてルートを検討する	町	短期	継続	総務課 建設課
	緊急輸送用車両の確保	緊急輸送用車両について民間からの借入等検討する	町	短期	継続	財務課
災害時要援護者の保護体制の強化	災害時要援護者の避難支援についての地域との連携体制整備	災害時要援護者支援対策について自主防災組織等との連携を図る	町	短期	新規	やすらぎ福祉課 総務課
	災害時要援護者支援プランの作成	災害時要援護者支援プランを作成する	町	短期	新規	やすらぎ福祉課
避難所運営体制の整備	避難所へのルート選定及び確保	災害時の避難所への避難ルート、救援・復旧活動に通行する道路の選定及び確保を行う	町	短期	新規	総務課 建設課
	町指定避難所及び一時避難所の設定と見直し	各地区一時避難場所の一覧作成	町	短期	継続	総務課
	避難施設への掲示板等の設置の検討	災害時の情報掲示板について設置を検討する	町	短期	継続	総務課
	避難所運営マニュアルの作成	避難所運営マニュアルを作成する	町	短期	新規	福祉課
	福祉避難所の確保に関する協定締結の促進	町内介護保険施設等との協定により福祉避難所の確保に努める	町	短期	新規	総務課 やすらぎ福祉課

6.被災後の生活支援体制の充実

被災した施設等の早期復旧、水・食料等の確保や衛生環境の保全など、被災後の生活を守るための迅速・的確な復旧対策を目標とします。

アクション目標	アクション項目	アクションの内容	実施主体	実施期間	区分	担当課
衛生・防疫活動体制の強化	し尿・ゴミ処理方法等衛生対策の検討	災害時に発生するし尿・ゴミ等の処理方法について検討する	町	短期	継続	環境衛生課
	遺体安置場所・火葬場の確保	遺体安置場所・火葬場について検討する	町	短期	継続	環境衛生課
	遺体安置・埋火葬に係る手順の検討	遺体安置・埋火葬に係る手順について検討する	町	短期	新規	総務課
応急復旧対策の実施	応急危険度判定士との連携体制の構築	被災宅地産廃物応急危険度判定士による被災産廃物の危険度を判定するため、その組織及び連絡体制を整備する	町・県	短期	継続	建設課
	応急危険度判定士の育成	応急危険度判定士の確保・育成のため、養成講習会等を実施する	町・県	短期	継続	建設課
緊急物資確保体制の整備	応急給水体制の確立	応急給水計画の策定及び給水タンクの購入	町	中期	新規	水道課
	水・食料・生活必需品の備蓄	必要量の食料について計画的に備蓄を進める	町	短期	継続	総務課
生活相談の充実	生活相談体制の整備	被災後の生活について住民相談体制を確立する	町	短期	新規	総務課
	被災者のメンタルケアの体制を整備する	カウンセラーの配置等の検討	町	短期	新規	健康推進課

7.迅速確実な町民生活復興の推進

被災者の迅速な再建と災害に強い安全な有田川町の復興を目指します。

アクション目標	アクション項目	アクションの内容	実施主体	実施期間	区分	担当課
被災者の救援・生活支援対策の促進	被災者生活再建資金の貸付・支給の検討	被災者の生活再建を支援するための資金について貸付・支給を検討する	町	短期	新規	総務課
	住宅修理相談窓口の設置	個人住宅に係る修理相談の窓口を設置する	町	短期	新規	建設課
	災害ボランティアとの協働体制の構築	災害ボランティアの受入体制を整備する	町	短期	新規	やすらぎ福祉課 町社協
	義援金募集の検討	義援金募集について受付方法等を検討する	町	短期	新規	総務課
	罹災証明マニュアルの作成	災害発生時に集中する罹災証明発行業務について事務処理方法を確立する	町	短期	新規	総務課 税務課
	税務上の被災者支援の検討	町税減免等による税務上の被災者支援について検討する	町	短期	新規	税務課
復興まちづくり体制の整備	震災復興本部の組織・運営等の検討	震災復興本部の組織・運営体制について検討する	町	短期	新規	総務課

5 アクションプログラムの具体目標について

減災目標を達成するため、前項までのアクションの中から、19の具体目標を掲げました。実施完了年度や実施率、実施回数などの数値を具体的にすることで、より確実に、より早期の実現を図ります。

施策の柱	具体目標	具体目標値
耐震化と災害に強いまちづくりの推進	町内学校施設の耐震化整備率	平成25年度 完了
	水道施設の耐震化整備率	整備中
	町有施設への緊急地震速報装置の設置	平成21年度 完了
	上水道と主要な簡易水道を緊急連絡管で結ぶ	平成24年度 完了
	配水池緊急遮断弁の整備率	整備検討中
防災意識の普及推進	避難場所表示マグネットクリップの各戸配布	平成22年度 完了
	家庭・地域と連携した、学校における防災教育活動の実施	1回以上／年
	町内13校毎における、防災訓練実施	1回以上／年
地域の防災体制づくりの推進	自主防災組織の設置率	平成32年度までに設置率100%
	自主防災組織の訓練の実施	1自主防災組織あたり年1回以上
行政の防災体制の強化推進	救急救命士の育成	計画的に16名とし、その人数を維持する
	他自治体の水道事業との協力体制(部品の相互融通など)の確立	確立済
	水道事業経験職員による応援態勢の確立	確立済
	防災行政無線(同報系)のデジタル化	平成32年度までに完了
	消防救急無線のデジタル化	平成27年度 完了
	防災行政無線(移動系)の統一化	平成21年度 完了
	通信手段の確立による孤立化集落の解消(避難施設への可搬型無線の設置)	平成21年度 完了
	職員初動マニュアルの作成	平成21年度 完了
	職員防災研修・防災訓練の実施	1回以上／年
災害応急対策の整備推進	各地区一時避難場所の一覧作成	平成22年度 完了
被災後の生活支援体制の充実	応急給水体制の確立	確立済



ARIDAGAWA

有田川町地震防災対策アクションプログラム

平成21年12月発行

有田川町役場

〒643-0021 和歌山県有田郡有田川町下津野 2018-4

TEL 0737-52-2111

FAX 0737-52-3210

e-mail b.somu@town.aridagawa.lg.jp